

○東京藝術大学卓越連携教員称号授与規則

（平成31年3月28日
制 定）

（趣旨）

第1条 この規則は、東京藝術大学卓越連携教員（以下「卓越連携教員」という。）の称号授与の要件その他必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第2条 卓越連携教員の称号は、卓越連携教授、卓越連携准教授、卓越連携講師及び卓越連携助教とする。

（要件）

第3条 卓越連携教員の称号は、国外において、卓越した業績、極めて高度の専門的学識又は技能を有する者で、協定等に基づき、本学教員と協力しながら教育研究等に携わる者に授与する。

（手続）

第4条 卓越連携教員の称号授与は、当該学部又は研究科の教授会（大学美術館にあっては、美術学部教授会、言語・音声トレーニングセンター及び演奏芸術センターにあっては、音楽学部教授会、社会連携センターにあっては、社会連携センター運営委員会とする。）の審議を経て、学長が行う。

（雑則）

第5条 この規則に定めるもののほか、卓越連携教員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。